

令和7年度入学者選抜募集要項〔後期選抜〕

福島県立いわき湯本高等学校

住所 〒972-8322 福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田 55 番地

電話 0246-42-2178 (代) FAX 0246-42-2174

令和7年度における福島県立いわき湯本高等学校（以下「本校」という。）の入学者選抜〔前期選抜〕において定員を充足しない場合は、この募集要項及び「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（福島県教育委員会）により入学者選抜〔後期選抜〕を実施する。

1 アドミッション・ポリシー

本校は、「自立」「友愛」「創造」という校訓のもと、「大学進学から就職まで生徒の幅広い進路希望に応える」学校、「学習に力を入れたい、部活動ががんばりたい、そんな自分の得意が伸ばせる」学校として、次のいずれかに当てはまる生徒を求めます。

- 学業と部活動等を両立させ、地域に貢献する活動に積極的に取り組み、意欲的に学校生活を送ることができる生徒
- 学業との両立を目指し、部活動や地域のスポーツクラブ等において、顕著な実績を有する者、または高い資質・能力を有する生徒

2 募集定員

全日制の課程普通科募集定員 240 名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」（福島県教育委員会）による。

5 出願手続き及び提出書類

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(3) 出願に必要な書類

① 中学校卒業後及び卒業見込の者

ア) 入学願書（本県所定の様式）

イ) 調査書（本県所定の様式）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

ウ) 受験票用紙（本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

エ) 入学検定料納付済証明書用紙（本県所定の様式に、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

② 上記①以外の者

ア) 入学願書（本県所定の様式）

イ) 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この募集要項に示した「3 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

ウ) 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

エ) 受験票用紙（本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

オ) 入学検定料納付済証明書用紙（本県所定の様式に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

③ 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（本県所定の様式）を添付する。

④ 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（本県所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

① 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

② 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。

③ 提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。

郵送の場合には、令和7年3月21日（金）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

(5) 県外等からの出願

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

(6) 願書受付

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

(7) 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

手続きについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

(8) 出願の取り消し

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

6 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。

② 調査書の「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は点数化しないが、内容を精査する。

(2) 面接

① 志願者全員に対して個人面接を実施する。

② 面接の内容には、中学校における学習の成果を問う内容（国語・数学・英語）を含む。

③ 面接については、段階評価する。

(3) 作文

① 志願者全員に対して作文を実施する。

② あるテーマについて、400字以上500字以内で自分の感想や思いを述べる作文とする。

③ 作文については、段階評価する。

7 面接・作文の日時及び会場等

(1) 日 時 令和7年3月24日（月） 午前9時～正午（予定）

(2) 受 付 午前8時～午前8時30分

(3) 会 場 福島県立いわき湯本高等学校

(4) 持参物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

なお、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

8 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、福島県立いわき湯本高等学校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(本県所定の様式)を交付する。合格者は受験票を提示すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

9 その他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮
「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(本県所定の様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) その他、不明な点があれば本校に問い合わせること。